

# R7年度 富士宮市立黒田小学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、黒田小学校すべてのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

## 1 いじめ問題に対する基本的認識

### いじめ防止対策推進法に示すいじめ防止の基本理念

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめから一人でも多くのこどもを救うためには、こどもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどのこどもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめ問題に対峙していくことが重要であると考えます。

## 2 いじめ防止に向けた取組(方針)

### (1) いじめについての共通理解を図ります。

- いじめの様態や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議等で全教職員の共通理解を図ります。
- こどもに対しても、全校集会・学年集会や学級活動などで、校長を始めとする教職員全員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

### (2) 健やかでたくましい心を育むために、個の自立をめざす指導をします。

- こどもが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所を作れるよう支援します。
- 自他を認め励まし合う機会を充実させ、互いに理解を深め、信頼を築き、友を尊重する心情を培って、絆づくりに努めます。
- 基本的な生活習慣やきまりやルールを守る態度など、確かな規範意識を形成できるよう指導していきます。

○子どもたちが抱える不安や悩みに寄り添い、自己肯定感を高めていくよう支援します。

### (3) いじめが起こりにくい集団をつくります。

○多くの子どもが、いじめの被害のみならず、加害にも関わる可能性があることを踏まえ、ささいな行為が深刻ないじめにつながらない潤いに満ちた風土を作ります。

○子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

○子ども同士の望ましい人間関係に根ざした安心できる集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐようにします。

○授業の中での規律等を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、全ての子どもが参加・活躍できる授業を工夫するように努めます。

### (4) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します。

○意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

○道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。

○学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

## **3 いじめへの対処に向けた取組**

### (1) 未然防止・早期発見

○日頃から、子どもとの信頼関係の構築等に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないよう努めます（表情や言動の変化、学級の雰囲気、周囲と違った言動や表現等）。

○早い段階からいじめの可能性を疑い、複数の教職員で情報を共有し的確に関わり、いじめを積極的に認知するように努めます。

○定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。

○保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー）が利用できることや、外部機関の電話相談窓口（24時間いじめ相談ダイヤル等）について周知するとともに、子どもやその保護者が、抵抗なくいじめについて相談できる体制を整えます。

### (2) いじめへの対処

○いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で対処するのではなく、教職員組織で情報を共有し、よりよい対処方法を検討します。

・「いじめられた子ども」の話をもとに、「いじめた子ども」「周囲の子ども」「関わりのある教職員」「保護者」から、何があったのか聞き取り情報収集をします。

・聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握し、対策方針や指導計画等を決めます。

○いじめの態様等に応じた対策チームを編成し、対応していきます。

- 被害児童及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
  - ・最後まで絶対に守るという意思を伝えます。
  - ・被害児童の意向を汲み、学校生活の具体的プランを立てます。
  - ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど安全確保をします。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに留まらず、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
  - ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないと伝えます。
  - ・安易な謝罪で済まさず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
  - ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた継続的支援や指導を行います。
- 周囲の児童に対しては、いじめは許されないことであることを理解させ、継続的に指導します。
  - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめていることと同じであることを理解させます。
  - ・勇気ある行動ができなかったことを見つめ直し、いじめをなくすために個や集団で何ができるか考えさせます。
  - ・必要に応じて、学級、学年、学校全体に向けた再発防止に向けた指導を行います。
- 家庭と連携し協力して解決に当たります。
  - ・事実を伝え、指導方針と具体策を提示し再発防止へ協力して解決に当たります。
- 確かな事後の指導、見届けを行います。・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。

#### 4 家庭・地域との連携

- 学校評議員会、保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- 外部より学校評議員と PTA 会長をいじめ防止対策委員会の委員とします。
- SNS 等によるいじめ問題等、保護者に広く啓発し、家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもへの指導とその保護者と協力して解決に当  
 たります。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

#### 5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(重大事態のケース)は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱うべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体又は財産に重大な損害を生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## 6 年間の取組計画

月	対象			内容	場面/方法
	職員	児童	地域保護者		
4	○			基本方針確認 こどもの様子を共通理解	職員会議
		○		いじめが起きにくい学級風土づくり	学級活動
			○	「いじめ防止基本方針」「SC 来校計画」配布	おたより
5		○		人間関係づくりプログラム①	学級活動
			○	学校評議員会にて情報交換	学校評議員会
		○		i-check の実施→分析	
6		○		人間関係づくりプログラム②	学級活動
		○		いじめ実態アンケート・相談①	
7			○	個々面談での情報交換	個々面談
	○	○	○	1学期学校評価アンケート（保護者・児童）→集約	
8	○			1学期学校評価の分析→計画の修正	職員会議
9		○		人間関係づくりプログラム③	学級活動
11		○		i-check の実施→分析	
		○		いじめ実態アンケート・相談②	
		○		人間関係づくりプログラム④	学級活動
12		○	○	2学期学校評価アンケート（保護者・児童）→集約	
1	○			2学期学校評価の分析→計画の修正	職員会議
2		○		いじめ実態アンケート・相談③	
			○	学校評議員会にて情報交換	学校評議員会
			○	学校評価結果報告	おたより
3	○			「いじめ防止基本方針」の修正	職員会議

## 7 いじめを認知した際の学校対応フロー図

